

# 市場区分の見直しに向けた対応策 株式処分信託

三井住友信託銀行株式会社  
ウェルス・マネジメント部

# 市場区分見直しに向けた対応策

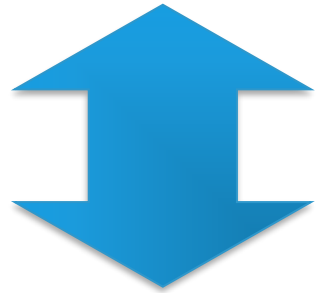
東証		上場基準クリアに向けた対応策(例)			
現状	今後	流通時価総額	流通株式比率	ガバナンス	対応策例
東証1	プライム市場	100億円以上 経過措置: 10億円以上	35%以上 経過措置: 5%以上	見直し後の一段高いコーポレートガバナンス・コード全原則の適用 改定案は83原則の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業価値向上に向けた対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ M&amp;A</li> <li>✓ 不効率な資産の処分</li> </ul> </li> <li>● コーポレートガバナンス・コード対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 指名報酬委員会の進化</li> <li>✓ 独立社外取締役増員</li> <li>✓ 第三者機関による取締役会実効性評価</li> <li>✓ 役員報酬制度の進化</li> <li>✓ 非財務情報開示の充実</li> <li>✓ 英文開示</li> </ul> </li> <li>● オーナー等の主要株主による株式の市場放出                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 株式処分信託 → 次ページ参照</li> <li>✓ ブロックトレード</li> </ul> </li> </ul>
東証2 JQスタンダード	スタンダード市場	10億円以上 経過措置: 2.5億円以上	25%以上 経過措置: 5%以上	コーポレートガバナンス・コード※ 全原則の適用 (現在は78原則)	
グロース JQ マザーズ	グロース市場	5億円以上 経過措置: 2.5億円以上	25%以上 経過措置: 5%以上	コーポレートガバナンス・コード※ 基本原則の適用 (現在は5基本原則)	
親子上場					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 完全子会社化(上場子会社TOB)</li> <li>● 子会社の吸収合併</li> <li>● M&amp;A</li> </ul>

※ コーポレートガバナンス・コードは、2021年3月31日に改定案が公表されており、プライム市場・スタンダード市場は改訂後のコーポレート・ガバナンスコードが適用される見直し。

### 企業オーナーによる株式売却時の留意点

#### 「インサイダー取引抵触リスクの回避」

- ⇒ インサイダー情報を保有していない時期のみ、株式の売却依頼可能。
- ⇒ オーナーや役員の場合、売却可能な期間が極めて限定的。  
(短期間で一気に売却完了させる必要あり。)



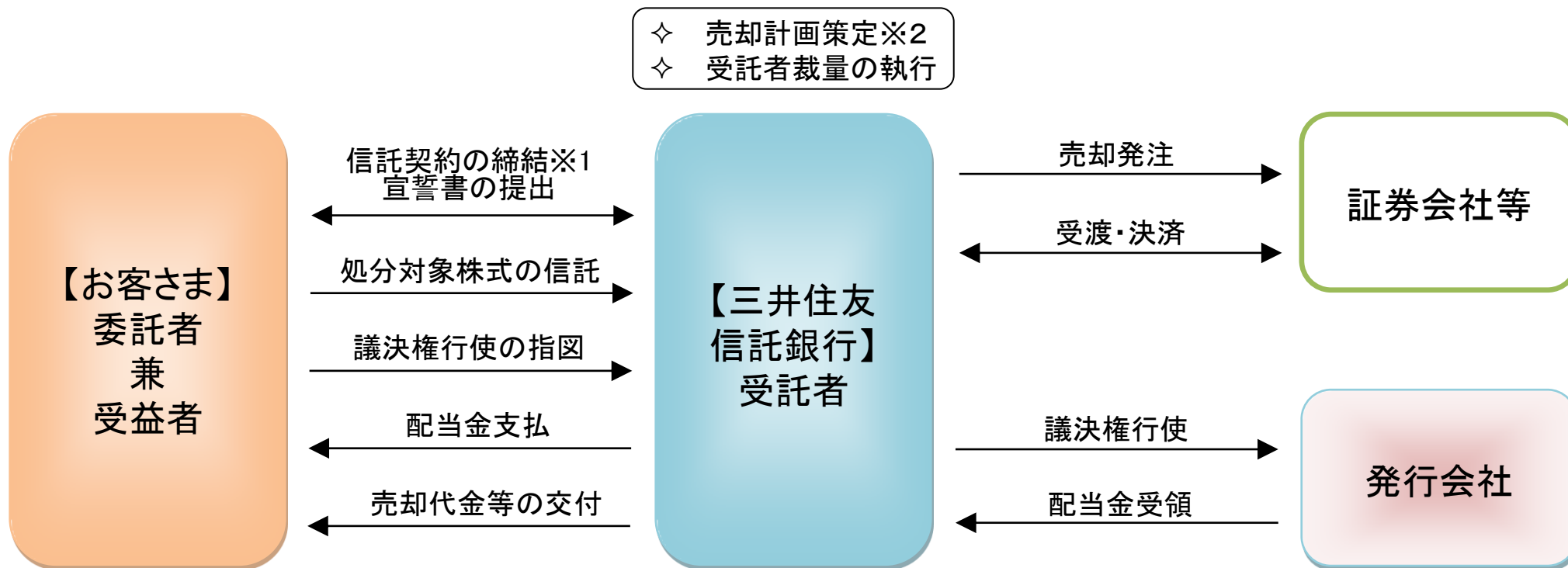
相反する両方の条件を同時に満たすことが可能な  
「株式処分信託」

#### 「株式市場への影響を極力抑制」

- ⇒ 出来高の多寡に応じて、きめ細かに発注株数を調整。
- ⇒ 出来高に対して売却株数が多い場合には、長期間に渡って売却執行を継続しないと売却が完了しない可能性あり。

## 株式処分信託のご案内②

### ◆ 信託契約に基づいて、受託者が株式の売却を証券会社に発注。



※1 信託契約締結時に信託株式に係る未公表の重要事実(金融商品取引法他)等をお客さまが知っていないことを確約する宣誓書をご提出いただきます。併せて、その旨顧問弁護士様にご確認頂きます。

※2 受託者(信託銀行)はお客さまとの間であらかじめ合意した「処分下限価格」等の売却条件の範囲内で受託者(信託銀行)の裁量により市場において信託株式を売却処分します。お客さまが信託株式の売却について指図することはできません。

# 株式処分信託のご注意事項

## ●本商品のリスク等

- ・投資した資産価値の減少等のリスクはお客さまの負担となりますので、損失が発生する可能性があります。金利、為替、株式等の価格変動により、信託財産に属する財産の価格が下落する可能性があります。
- ・投資先の信用状況の変化(発行者の事業内容、財務等の経営状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等)により、信託財産に属する財産の価格が下落する可能性があります。
- ・本商品は元本保証(元本補填)および利回りの保証(利益補足)はありません。
- ・本商品は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- ・お客さまは本信託を解約することができません。

## ●手数料等

以下の①最低信託報酬額と②計算式で算出された報酬額のいずれか高い方を信託報酬とします。

- ① 信託期間6カ月以内の場合・・・最低信託報酬額:110万円(税込)(内訳:100万円、消費税:10万円)  
信託期間6カ月超の場合・・・最低信託報酬額:220万円(税込)(内訳:200万円、消費税:20万円)
- ② 信託報酬の計算式:処分対象株式の処分価額の総額×報酬率(%)＋消費税

- ・信託報酬ならびに公租公課および信託事務の処理に要する費用は、当社が信託財産から受領、または納付、もしくは支払います。ただし、当社がお客さまに請求することもできるものとします。なお、信託報酬の計算方法につきましては、お客さまと協議の上、信託契約に定めます。
- ・処分対象株式の処分に際しては、別途、発注先証券会社への株式売買委託手数料が必要となります。

## ●その他

- ・お申し込みにあたっては、契約締結前交付書面、信託契約書等により必ず商品内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。信託契約の定めに従い、受託者の裁量により処分対象株式を処分します。
- ・お客さまが処分対象株式の処分について指図することはできません。また、受託者は処分対象株式全ての処分を保証するものではありません。
- ・本信託により所得が発生する場合は、お客さまにおいて確定申告等が必要です。事前に顧問税理士等、またはお客さまが確定申告される税務署等に十分ご確認ください。

商号:三井住友信託銀行株式会社

(2021年4月1日現在)

- \* 作成時点における法令、関連諸規則、信頼できる情報、資料等に基づき作成しておりますが、これらの法令・諸規則の変更等により本資料に内容の変更がありえますので、ご留意願います。
- \* 本資料は、実務のご理解を深めていただくことを目的に作成していますので、法令解釈等の個別の事案に当社が責任を負う趣旨ではございません。個別事案の検討にあたっては弁護士・公認会計士・税理士等各専門家へのご確認をお願い申し上げます。
- \* 本提案に基づくサービスをご利用の際には、当社所定の手数料がかかります。
- \* 本資料の著作権は当社に帰属し、目的を問わず本資料の無断での複製または転用等を禁じます。

(2021/04/01 作成)